介護保険運営協議会

資料 2-2

R8.10.26

紙おむつ給付事業　市が負担する限度額の引き上げについて

1. 目的

物価高騰による利用者負担額の増加抑制を図る

2. 事業概要

【対象者】

当市の被保険者で要介護１以上の認定を受け、常時紙おむつを必要とする方に、月に１度紙おむつをお届けする

【料金】

介護保険の負担割合と紙おむつの種類に応じ、自己負担額を徴収する

3. 市が負担する限度額

介護保険負担割合	現行 給付対象上限額 4,000 円	変更後 給付対象上限額 5,000 円	増額分
市が負担する限度額			
1 割	3,600 円	4,500 円	900 円
2 割	3,200 円	4,000 円	800 円
3 割	2,800 円	3,500 円	700 円

◎介護保険負担割合が 1 割の方が、5,300 円の紙おむつの給付を受けた場合

（現　行）自己負担額は 1,700 円

給付対象上限額 4,000 円の 1 割:400 円　＋　給付対象上限額 4,000 円超過分:1,300 円

（変更後）自己負担額は 800 円

給付対象上限額 5,000 円の 1 割:500 円　＋　給付対象上限額 5,000 円超過分:300 円

第 10 期の介護保険料

保険料が一人当たり月 24 円増となる見込み。